

指定管理者の更新の方針について(三重地区市民センター)

目次

	ページ
1 三重地区市民センター	
(1) 施設の概要.....	1
(2) 指定管理者制度による効果の検証.....	3
(3) 次期指定管理者の選定方針について.....	3
(4) 指定までのスケジュール.....	4

北 総 合 事 務 所

令 和 元 年 6 月

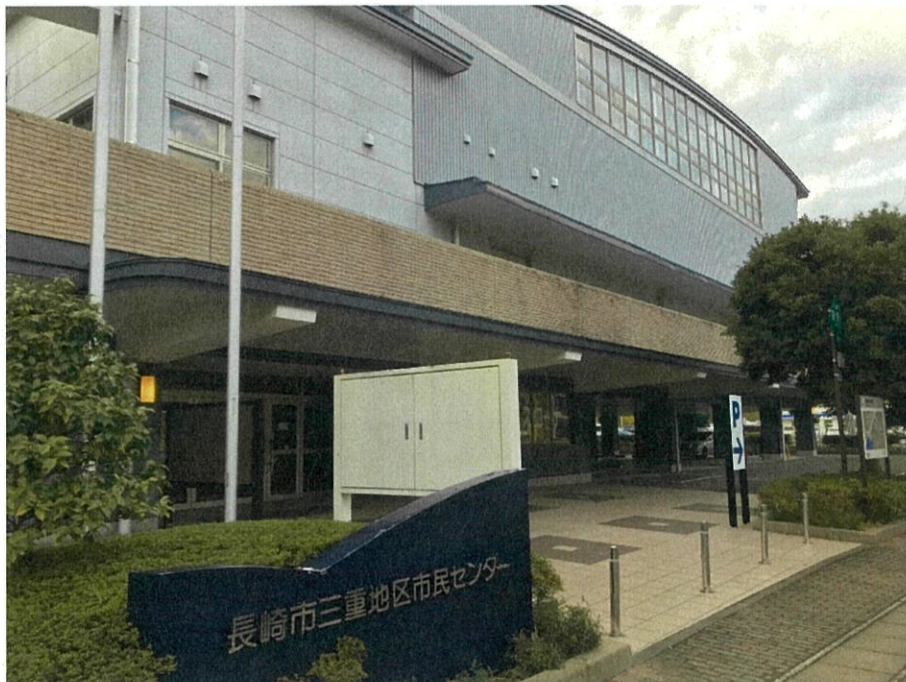
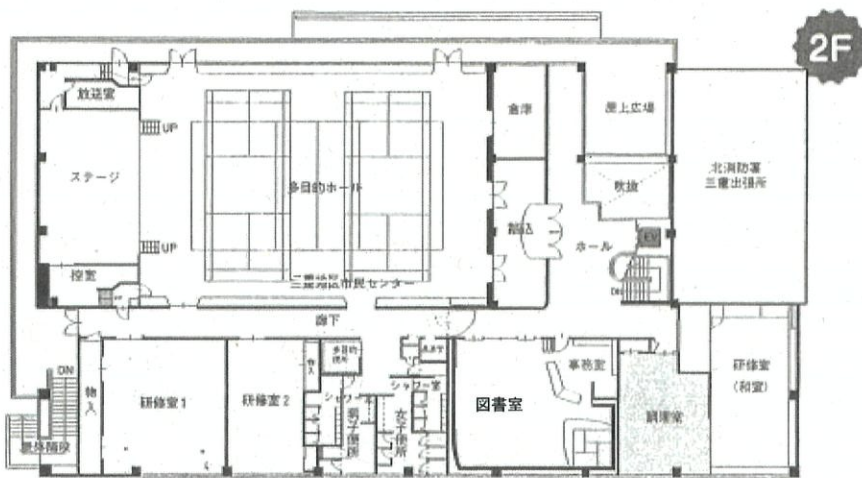
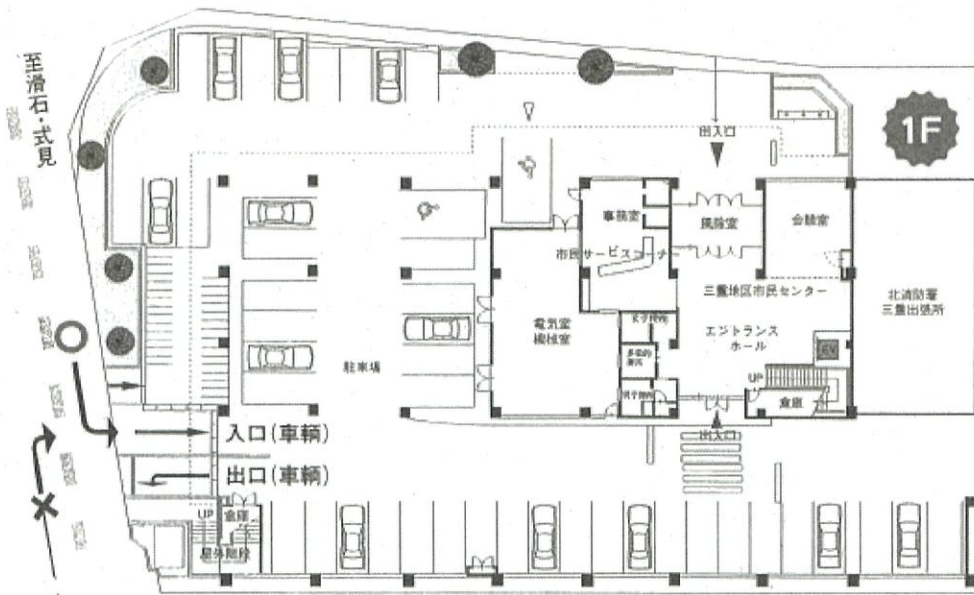
1 三重地区市民センター（非公募）

(1) 施設の概要

ア 位置図



イ 平面図 (配置図)



ウ 名 称 長崎市三重地区市民センター
 エ 所在地 長崎市畝刈町 28 番地 7
 オ 構造 鉄骨造 2 階建
 カ 設置年月日 平成 15 年 4 月 1 日
 キ 設置目的 市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため

ク 主な施設内容

1 階 エントランスホール、駐車場
 2 階 多目的ホール（控室、放送室含む）、研修室 1、研修室 2、研修室（和室）、調理室、図書室、事務室、その他

ケ 開館時間 午前 8 時 45 分から午後 9 時まで

コ 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は開所し、翌日以降の最初の平日が休所）、
 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(2) 指定管理者制度による効果の検証

ア 利用者数

(人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数	48,823	48,345	47,587	49,336

イ 収支状況

(千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)
収入（使用料）	2,360	2,632	2,292	2,478
支出（委託料）	6,677	6,678	6,678	6,678

ウ 主なサービス向上策

運営委員会においては、地元に着したふれあいカラオケ大会事業を地域団体との共催により行っており、地区の一体感の醸成に寄与している。

エ 評価

事業計画に基づき、地域の実状やニーズに沿ったきめ細やかな対応を行っている。
 また、地域団体との共催による多世代が交流できる催しを開催し、適切な運営を行っている。

(3) 次期候補者の選定方針について

ア 現在の指定管理者 三重地区市民センター運営委員会
 イ 現在の指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
 ウ 次期指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

エ 非公募の理由 地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された運営委員会に委託することにより、サービスの向上・経費節減のメリットなどが見込めるため。

オ 利用料金制 導入する

(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和元年 6 月	6 月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和元年 9 月	9 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制導入に伴う条例改正議案審査
令和元年 10 月		<ul style="list-style-type: none"> ・特定団体に仕様書等を提示 ・特定団体から指定に必要な書類を受領 ・特定団体の決定
令和元年 11 月	11 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算議案審査